

資料提供年月日	平成28年6月3日	
問い合わせ先	課名	総務去制企画課
	電話	直通 803-1081 内線 4450
担当者	職名・氏名 職名・氏名	課長 岩田 担当課長 浅沼

## 広 報 連 絡 ＜市長記者会見資料＞

### 1 件 名

平成28年6月定例会市議会提出の主な議案（予算を除く。）について

子ども・子育て環境の整備に係る条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について（甲第123号議案）

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（甲第120号議案）

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（甲第121号議案）

岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（甲第122号議案）

## 記者会見資料

担当課名	就園管理課	こども企画総務課	こども園推進課	保育・幼児教育課
担当者名	課長 小林 孝昭	課長 吉實 達男	課長 花房 明彦	課長 荻野 浩
連絡先	803-1431 内線 3670	803-1220 内線 4760	803-1430 内線 4730	803-1225 内線 4710

### 子ども・子育て環境の整備に係る条例の一部を改正する 条例の制定について

#### 1 多子世帯等の保育料負担軽減を図るための改正について

##### 甲第123号議案

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について (担当課：就園管理課)

##### (1) 経過及び趣旨

国において、多子世帯等の保育料負担軽減策が講じられたこと、また、県においても、保育所等に通う3歳未満の第3子以降を対象に、保育料軽減事業が実施されたことに伴い、岡山市の保育料利用者負担額を改めるため改正するものです。

##### (2) 概要

###### ア 国制度によるもの

年収360万円未満相当の世帯について、

- a ひとり親等世帯については、  
第1子を半額、第2子以降を無償
- b 上記以外の世帯については、  
第2子を半額、第3子以降を無償

###### イ 県財源の活用によるもの

年収360万円以上相当の世帯について、

- a 保育所等に通う3歳未満児が第3子に該当する場合  
第3子以降を半額

※ア、イの場合の第1子、第2子の数え方は、同一生計であれば年齢制限はなくし、  
年齢の高い順から数えます。

##### (3) 施行日

公布日（平成28年4月に遡及し実施）

## 2 保育所等の職員配置に係る特例的運用を可能とする改正について

### 甲第 120 号議案

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (担当課：こども企画総務課)

### 甲第 121 号議案

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (担当課：こども園推進課)

### 甲第 122 号議案

岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (担当課：保育・幼児教育課)

### (1) 経過及び趣旨

保育の需要に対して保育の受け皿が不足していることから、国において、保育所等の職員配置について特例が設けられたため、本市の条例についても基準を改正するものです。

### (2) 概要

ア 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士（職員）配置に係る特例  
1 施設につき配置する保育士は最低2名とされているところ、朝夕等の児童が少数となる時間帯について、うち1名は子育て支援員研修を修了した者等一定の知識・経験を有した人材も活用可能とする改正

イ 幼稚園教諭等の活用に係る特例

保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の免許保持者を、配置する職員の3分の1を超えない範囲内に限り、保育士に代えて活用可能とする改正

ウ 保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例

保育所等を8時間を超えて開所していることなどにより、最低基準上必要となる保育士数を上回って配置している場合、子育て支援員研修を修了した者等一定の知識・経験を有した人材も活用可能とする改正

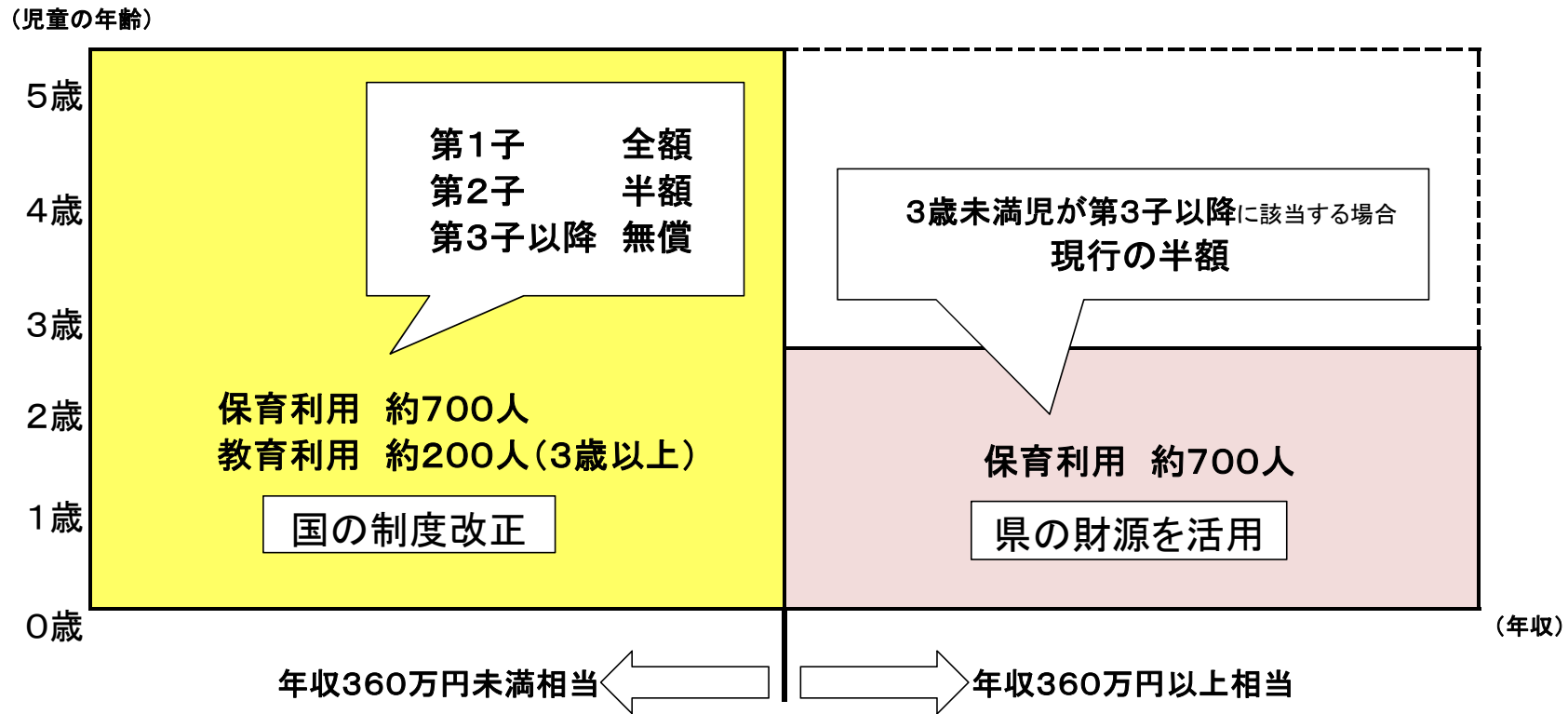
### (3) 施行日

公布日

# ◆多子世帯等の保育料利用者負担軽減について◆

国の制度改革・県財源を活用する場合において、第1子・第2子という数え方は、同一生計であれば、年齢制限をなくし、年齢の高い順から数える。

資料 1  
平成28年6月3日  
就園管理課






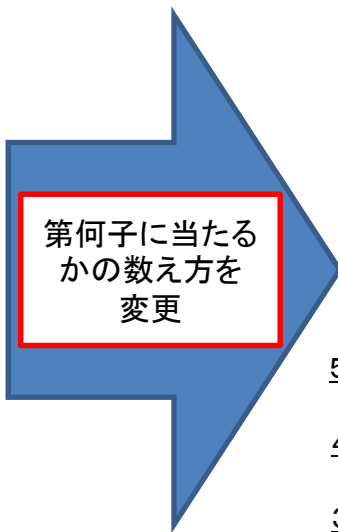
※ 国の制度改革により、年収360万円未満相当のひとり親等世帯についても、  
第1子 半額 第2子以降 無償化 の軽減策を実施する。

◎国の制度改正による多子世帯等の保育料利用者負担軽減のイメージ(保育利用の例)

資料2  
平成28年6月3日  
就園管理課

<現 行>




保 育 料	第1子	⇒全	額
	第2子	⇒半	額
	第3子以降	⇒無	償
 小学校 2年生  ※小1以上は 第1子として数えない			
5歳			
4歳	(第1子)		全 額
3歳			
2歳			
1歳	(第2子)		半 額
0歳			



<改正後>

(年収360万円未満相当)




◎国の制度改正による

保 育 料	第1子	⇒全	額
	第2子	⇒半	額
	第3子以降	⇒無	償
(第1子)  小学校 2年生  ※年齢制限をなくし 第1子として数える			
5歳			
4歳	(第2子)		半 額
3歳			
2歳			
1歳	(第3子)		無 償
0歳			

◎県財源を活用した多子世帯の保育料利用者負担軽減のイメージ(例)

資料3  
平成28年6月3日  
就園管理課





<現 行>

保 育 料	第1子	⇒全	額
	第2子	⇒半	額
	第3子以降	⇒無	償
 小学校 2年生  ※小1以上は 第1子として数えない			
5歳			
4歳	(第1子)		全 額
3歳			
2歳			
1歳	(第2子)		半 額
0歳			

<改正後>

(年収360万円以上相当)

◎県財源を活用するもの

保 育 料	<u>3歳未満児が第3子以降に 該当する場合のみ</u>		
	第3子以降 ⇒ 現行の半額		
 小学校 2年生  ※小1以上は現行どおり 第1子として数えない			
5歳			
4歳	(第1子)		全 額
3歳			
2歳	<div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">                     (第2子)  <del>半 額</del>                      (第3子として数え直す)                 </div>		
1歳	(第2子)		半 額
0歳			

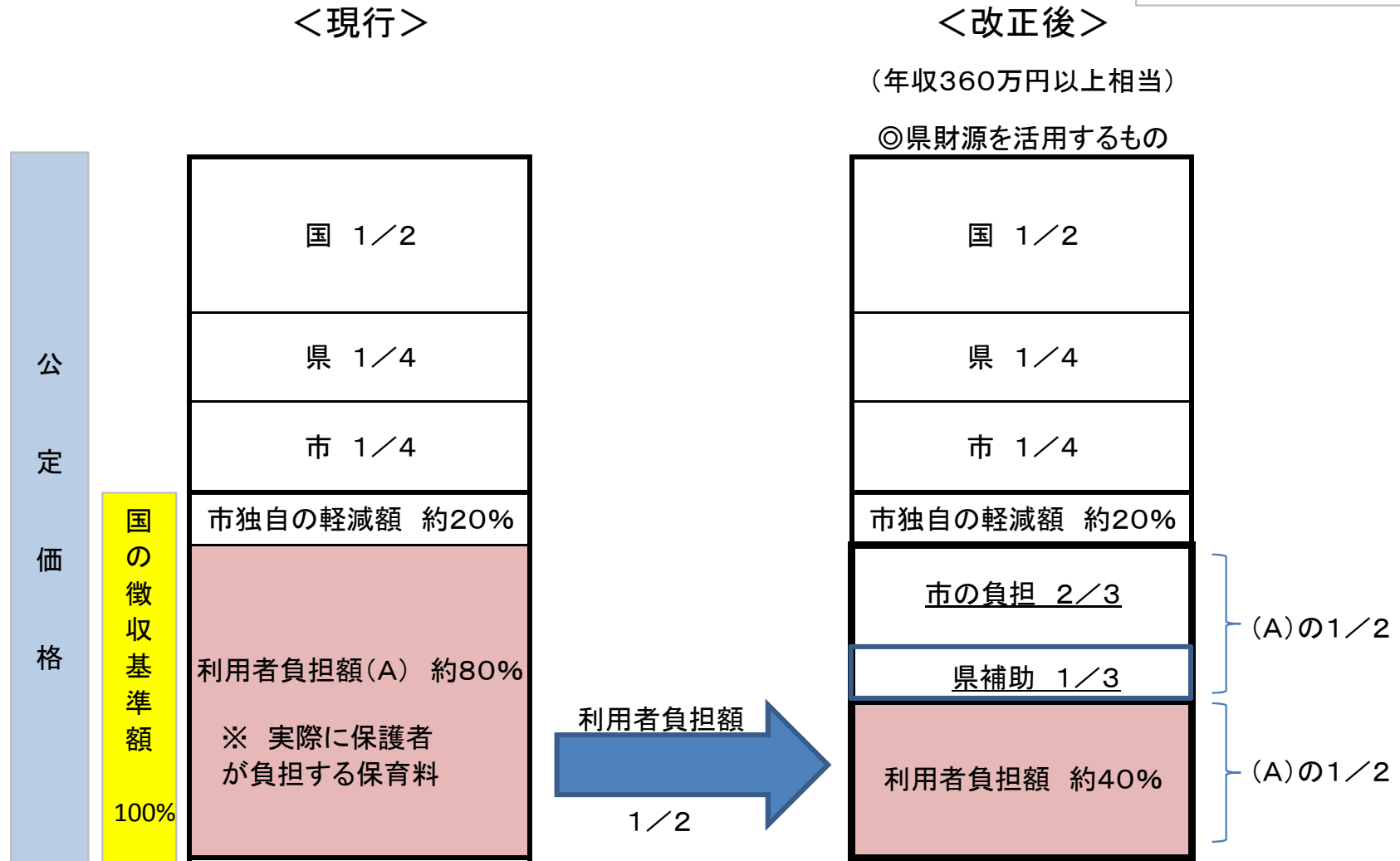
3歳未満児  
のみ数え方  
を変更

現行の数え方では  
第2子だが、  
第3子と数え直し、  
現行の保育料の  
半額とする  
= 半額の1/2  
= 1/4

# ◎ 県財源を活用した場合の負担の仕組み

(3歳未満児が第3子以降の場合で同時入園でない場合)

資料 4  
平成28年6月3日  
就園管理課



※ 資料3の場合(2人が同時入園)の1歳児の利用者負担額は、現行は(A)の1/2(半額)、改正後は(A)の1/4(半額の1/2)となる。

# お知らせ

## <利用者負担額についての注意事項>

□お問い合わせ先□  
岡山市岡山っ子育成局就園管理課  
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号  
TEL：(086) 803-1431、1432  
(月～金(祝日除く) 8:30～17:15)

- ☆1 1号認定を受けた方の中で、お子さんが平成27年3月31日に市立幼稚園に在籍していて、平成27年4月1日から、幼稚園(私立は除く)または1号認定で市立認定こども園を継続して利用している場合は、上限額が6,300円となります。
- ☆2 2号認定を受けた方が、幼稚園を利用される場合の利用者負担額は、1号認定の表を適用します。
- ☆3 同一世帯において、就学前のお子さんが2人以上同時に利用される場合、第2子の利用者負担額は負担額表の( )内の金額となり、第3子以降の利用者負担額は0円となります。ただし、1号認定のお子さんの場合は、小学校3年生以下のお子さんから、第1子として数えます。
- ☆4 B階層及びC階層1(※2・3号認定は、C階層2及びC階層3も含む。)と認定された世帯のうち、次に掲げる世帯は、負担額表の金額を軽減します。

<<対象世帯>> ①ひとり親世帯、②在宅障害児(者)が居る世帯、③生活困窮世帯

階層区分	2・3号認定のみ対象			
	B階層	C階層1	C階層2	C階層3
軽減後の金額	0円	負担額表の金額から1,000円差し引いた額		

軽減の対象となる方は、該当の有無についての確認が必要となります。  
**必ず、「申出書」を入園相談窓口にご提出ください。(※年度ごとに必要です)**  
※ 詳細については、お問い合わせください。

- ☆5 年齢は年度初日の前日(3月31日)の満年齢を基準とします。年度の途中で年齢が変わっても、課税状況等に変更がなければ、その年度中の利用者負担額は変わりません。

平成28年4月からの利用者負担額(月額)は、下表のとおりです。(単位:円)

階層区分	1号認定(授業料/利用料)		2号・3号認定(保育料/利用料)								
	市町村民税課税額		保育標準時間			保育短時間					
			市町村民税課税額	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		
A(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
B(※2)	3,000 (1,500)	均等割のみ課税	6,300 (3,150)	4,700 (2,350)	4,700 (2,350)	6,300 (3,150)	4,700 (2,350)	4,700 (2,350)	B階層軽減の対象		
C(※3) (※4)	1	所得割額 77,100円以下	6,300 (3,150)	均等割のみ課税	13,500 (6,750)	11,100 (5,550)	11,100 (5,550)	13,200 (6,600)	10,900 (5,450)	10,900 (5,450)	C階層軽減の対象
	2	所得割額 211,200円以下	7,300 (3,650)	所得割額 10,800円未満	15,700 (7,850)	13,100 (6,550)	13,100 (6,550)	15,400 (7,700)	12,800 (6,400)	12,800 (6,400)	
	3	所得割額 211,201円以上	8,300 (4,150)	48,600円未満	17,900 (8,950)	15,700 (7,850)	15,700 (7,850)	17,500 (8,750)	15,400 (7,700)	15,400 (7,700)	
	4			65,000円未満	19,400 (9,700)	16,300 (8,150)	16,300 (8,150)	19,000 (9,500)	16,000 (8,000)	16,000 (8,000)	
	5			81,000円未満	24,700 (12,350)	21,600 (10,800)	21,600 (10,800)	24,200 (12,100)	21,200 (10,600)	21,200 (10,600)	
	6			97,000円未満	30,000 (15,000)	27,000 (13,500)	27,000 (13,500)	29,400 (14,700)	26,500 (13,250)	26,500 (13,250)	
	7			121,000円未満	31,500 (15,750)	28,800 (14,400)	28,200 (14,100)	30,900 (15,450)	28,300 (14,150)	27,700 (13,850)	
	8			145,000円未満	37,300 (18,650)	31,300 (15,650)	28,200 (14,100)	36,600 (18,300)	30,700 (15,350)	27,700 (13,850)	
	9			169,000円未満	43,100 (21,550)	33,800 (16,900)	28,200 (14,100)	42,300 (21,150)	33,200 (16,600)	27,700 (13,850)	
	10			301,000円未満	45,700 (22,850)	35,900 (17,950)	29,900 (14,950)	44,900 (22,450)	35,200 (17,600)	29,300 (14,650)	
	11			397,000円未満	48,000 (24,000)	37,500 (18,750)	31,200 (15,600)	47,100 (23,550)	36,800 (18,400)	30,600 (15,300)	
	12			397,000円以上	55,700 (27,850)	37,500 (18,750)	31,200 (15,600)	54,700 (27,350)	36,800 (18,400)	30,600 (15,300)	

※1:生活保護受給世帯等 ※2:市町村民税非課税世帯(1号認定は、市町村民税均等割のみの課税世帯を含む) ※3:市町村民税課税世帯  
※4:利用者負担額の算定基礎である市町村民税所得割額は、住宅借入金等特別控除、認定長期優良住宅新築等特別控除、配当控除、外国税額控除、住宅耐震改修特別控除、地方公共団体への寄付金控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除の適用を受ける前の額となります(保育利用ガイド参照)。

